

## 2020年版『ごうかく社労士』シリーズ＜追録＞

本追録は、2020年版ごうかく社労士シリーズ（ごうかく社労士基本テキスト、ごうかく社労士基本問題集、ごうかく社労士まる覚えサブノート、ごうかく社労士速習！入門）発刊後に公布・施行された法令等に基づく追補訂正等であり、本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用範囲である令和2年4月10日現在の法令を補う内容になっています。

株式会社 労務経理ゼミナール

### 〇●〇 主な改正の概要 〇●〇

#### 【共通】

##### 1 延滞金の割合の特例（徴収法、健保法、国年法、厚年法）（令和2年1月1日施行）

令和2年中の特例基準割合は、前年と同様に1.6%とされた。そのため、延滞金の割合は、実際には、「年14.6%→年8.9%」、「年7.3%→年2.6%」となる。

#### 【労働基準法】

- 1 労働時間の上限規制が、中小企業にも適用されることとなった（令和2年4月1日施行）
- 2 賃金請求権の消滅時効の延長等（令和2年4月1日施行）
- 3 記録の保存期間の延長（令和2年4月1日施行）

#### 【労働安全衛生法】

- 1 特別教育の対象となる業務の追加（令和元年10月1日施行）

#### 【労働者災害補償保険法】

- 1 介護補償給付の最高限度額及び最低限度額の改定（令和2年4月1日施行）

#### 【雇用保険法】

- 1 育児休業給付の独立等（令和2年4月1日施行）

育児休業給付について、失業等給付から独立させ、子を養育するために休業した労働者の生活及び雇用の安定を図るための給付と位置付けることとされた。これに伴い、条文の整理等が行われたが、育児休業給付の支給要件等は変わっていない。また、失業等給付の通則（基本テキストP323、まる覚えサブノートP157）は育児休業給付にも準用される。

なお、育児休業給付の支給率は、181日目以降は「40%、当分の間50%」とされていたが、令和2年4月1日から「50%」とされた。

## 2 基本手当の日額等の変更（令和2年3月1日施行）

毎月勤労統計の結果の訂正に伴い、基本手当の日額の上限（一部）等が変更された。

## 3 国庫負担の引下げ措置等（令和2年4月1日施行）

給付費に対する国庫負担割合について、令和3年度までは本来の割合の100分の10とする。また、国庫負担については引き続き検討を行い、令和4年4月1日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で暫定措置を廃止する。

## 4 届出のワンストップ化（令和2年1月1日施行）

被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届等について、社会保険との統一様式が設けられた。また、一定の届出を年金事務所経由で提出することが可能とされた。

### 【労働保険の保険料の徴収等に関する法律】

#### 1 雇用保険率の決定（令和2年4月1日から1年間）

令和2年度の雇用保険率は、令和元年度と同じ率とされた。

令和2年度の雇用保険率	事業主	被保険者
一般の事業 9/1,000 <内訳>①雇用保険二事業 3/1,000 ②失業等給付・育児休業給付 6/1,000	①と、②の半分を負担 =6/1,000	②の半分を負担 =3/1,000
農林水産業等 11/1,000 <内訳>①雇用保険二事業 3/1,000 ②失業等給付・育児休業給付 8/1,000	①と、②の半分を負担 =7/1,000	②の半分を負担 =4/1,000
建設の事業 12/1,000 <内訳>①雇用保険二事業 4/1,000 ②失業等給付・育児休業給付 8/1,000	①と、②の半分を負担 =8/1,000	②の半分を負担 =4/1,000

※「失業等給付」分には就職支援法事業を含む。また、「育児休業給付」分は4/1,000とされた。

なお、育児休業給付は経理を明確化することとされ、「育児休業給付資金」が創設された（特別会計に関する法律の改正）。

#### 2 失業等給付に係る保険料率の算定方法の見直し（令和2年4月1日施行）

失業等給付に係る保険料率を財政状況に応じて変更できる弾力的条項について、より景気の動向に応じて判定できるよう算定方法が見直された。具体的には、積立金の収支計算から、育児休業給付分の積立と、景気変動の影響を受けない教育訓練給付・雇用継続給付分の積立を除くこととされた。

### 3 届出のワンストップ化（令和2年1月1日施行）

概算保険料申告書は、保険関係成立届を、統一様式を用いて社会保険の新規適用届又は雇用保険の適用事業所設置届と同時に提出する一定の場合\*には、年金事務所、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長\*\*を経由して提出することが可能となった。

\* 一元適用事業の一般保険料に限る。

\*\* 従来は、保険料申告書を所轄公共職業安定所長を経由して提出することはできなかった。

### 4 労働保険事務組合に係る地域要件の廃止（令和2年4月1日施行）

労働保険事務を委託できる事業主の「主たる事務所の所在地」について、地域制限を廃止し、他の都道府県の事業の事業主も労働保険事務を委託できることとした。これにより、「隣接都道府県に主たる事務所が所在する事業の事業主が全委託事業主の20%以内であること」とする取扱いも廃止された。

## 【健康保険法】

- 1 被扶養者の範囲の明確化（厚生労働省令で定める者）（令和2年4月1日施行）
- 2 特定法人についての一部の届出の電子化
- 3 介護保険料率の改定（令和2年4月納付分から）
- 4 令和2年の延滞金の割合は据置（令和2年1月1日から）
- 5 協会における特定保険料率の改定（令和2年3月分から）
- 6 協会における介護保険料率の改定（令和2年3月分から）

## 【国民年金法】

- 1 海外在留者の第3号被保険者の要件の追加（令和2年4月1日施行）
- 2 20歳に達したことにより第1号被保険者の資格を取得するときは、資格取得届は提出不要
- 3 令和2年度の年金額  
 $780,900 \text{ 円} \times 1.001 \div 781,700 \text{ 円}$ （月額65,141円）  
※年金額の改定率は0.2%となった。
- 4 脱退一時金の支給額の改正（令和2年4月1日施行）
- 5 国民年金保険料の額（令和2年4月1日施行）

国民年金の保険料は、平成29年度に法律上の上限（16,900円）に達し、引上げが完了したが、平成31年4月から第1号被保険者に対して、産前産後期間中の保険料免除制度が施行されることに伴い、平成31年度分より、保険料を月額100円引き上げることとされた。

令和2年度の保険料：16,540円

令和3年度の保険料：16,610円

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法律上の保険料額	16,900 円	17,000 円	17,000 円	17,000 円
実際の保険料額	16,340 円	16,410 円	16,540 円	16,610 円

#### 6 国民年金保険料の前納額の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）

6 か月前納	現金納付の場合	<u>98,430 円 (810 円割引)</u>
	口座振替の場合	<u>98,110 円 (1,130 円割引)</u>
1 年前納	現金納付の場合	<u>194,960 円 (3,520 円割引)</u>
	口座振替の場合	<u>194,320 円 (4,160 円割引)</u>
2 年前納	現金納付の場合	<u>383,210 円 (14,590 円割引)</u>
	口座振替の場合	<u>381,960 円 (15,840 円割引)</u>

#### 【厚生年金保険法】

##### 1 改定率、再評価率の改定

再評価率は、基本的には、国民年金の改定率（令和 2 年度は 1.001）と同じ仕組みで改定される。また、加給年金額等に用いる「改定率」も、国民年金の改定率と同率である。

##### 2 在職老齢年金（令和 2 年 4 月 1 日施行）

在職老齢年金の「支給停止調整開始額」、「支給停止調整変更額」、「支給停止調整額」は、令和元年度と同様とされた。

#### 【労務管理その他の労働に関する一般常識】

##### 1 特例給付金（障害者雇用促進法）（令和 2 年 4 月 1 日施行）

特例給付金の対象となる特定短時間労働者の週所定労働時間は、10 時間以上 20 時間未満であることとされた。

##### 2 平成 31 年就労条件総合調査等の結果が公表された。

#### 【社会保険に関する一般常識】

##### 1 国民健康保険の保険料賦課額の上限（令和 2 年 4 月 1 日施行）

国民健康保険における基礎賦課額（医療分）の上限が 63 万円と、介護納付金分の上限が 17 万円とされた。

##### 2 後期高齢者医療制度の保険料賦課額の上限等（令和 2 年 4 月 1 日施行）

後期高齢者医療制度における保険料賦課額の上限が 64 万円とされた。後期高齢者負担率は、令和 2 年度及び令和 3 年度においては 11.41%とされた。

##### 3 日・フィンランド社会保障協定の署名が行われた。

【ごうかく社労士基本テキスト】

第1編 労働基準法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P91 欄外に追加		ポ使用者は、年次有給休暇を与えたときは、時季、日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした書類（年次有給休暇管理簿）を作成し、当該有給休暇を与えた期間中及び当該期間の満了後5年間（当分の間3年間）保存しなければならない（則24条の7）。
P124④記録の保存	使用者は、労働者名簿、賃金台帳、雇入、解雇、災害補償、賃金その他の労働関係に関する重要な書類を3年間保存しなければならない。	使用者は、労働者名簿、賃金台帳、雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他の労働関係に関する重要な書類を <u>5年間（当分の間3年間）</u> 保存しなければならない。
P125⑤付加金の支払	ただし、この請求は、違反があった時から2年以内になければならない。	ただし、この請求は、違反があった時から <u>5年（当分の間3年）</u> 以内になければならない。
P125⑥時効	退職手当以外の請求権……2年間 退職手当の請求権……5年間 〔年次有給休暇請求権も2年間で消滅する（昭22.12.15基発501号）。〕	① <u>退職手当以外の賃金の請求権……</u> これを行することができる時から <u>5年間（当分の間3年間）</u> 。 ② 退職手当……これを行することができる時から5年間

		③ 災害補償その他の請求権（賃金の請求権を除く）… …これを行行使することができるときから2年間 〔年次有給休暇請求権も2年間で消滅する（昭22.12.15基発501号）。〕
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------

## 第2編 労働安全衛生法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P181 〔特別教育の対象業務〕	㊸足場の組立て、解体……	追加 ㊸電気自動車等の整備の業務 ㊹足場の組立て、解体……

## 第3編 労働者災害補償保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P247 介護補償給付の支給額の表 中の数字	165,150円 82,580円 70,790円 35,400円	<u>166,950円</u> <u>83,480円</u> <u>72,990円</u> <u>36,500円</u>

## 第4編 雇用保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P303 法1条の条文4行目	場合に必要給付を行う	<u>場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に必要給付を行う</u>
P304 一番上の図解についての補足	雇用保険事業は、従来は大きく「失業等給付」と「雇用保険二事業」の2つに分類されていたが、令和2年4月1日からは「失業等給付」、「育児休業給付」、「雇用保険二事業」の3つに分類されることとなった。	
P321 失業等給付の体系図		「雇用継続給付」のうち「育児休業給付」の部分を削除する。
P320に補足する		被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届等の、社会保険と届出契機が同じものについては、統一様式が設けられており、年金事務所経由での届出が可能である。

P334 ②賃金日額の上限額の表 45歳以上60歳未満の欄	16,670円(8,335円)	<u>16,660円(8,330円)</u>
P390 第11章のタイトル	雇用継続給付	雇用継続給付及び育児休業給付
P390 雇用継続給付の体系図	育児休業給付を削除する	
P392 2行目	363,359円	<u>363,344円</u>
P392 欄外*3趣 下から4行目	363,359円	<u>363,344円</u>

P393 ③支給額の特例イ 1行目	363,359	<u>363,344</u>
P393 最後の行	363,359円 - 361,400円 = 1,959円	<u>363,344円 - 361,400円 = 1,944円</u>
P395 14行目	<u>363,359円</u>	<u>363,344円</u>
P403 ②原則の支給額の囲みの中	40%(当分の間, 50%)	<u>50%</u>
P407 本文1つ目のボ 4行目	16,670円	<u>16,660円</u>
P407 欄外*3参 下から2行目	16,670円	<u>16,660円</u>
P413 「給付費に対する負担」の表を右のように変更する	雇用継続給付(高年齢……を除く)	雇用継続給付(介護休業給付金に限る)及び育児休業給付
P413 表の下※の文1行目	令和2	令和 <u>4</u>
P413 欄外*5 5行目	29年度から令和元年	29年度から令和 <u>3</u> 年
P414 [1] 不服申立ての手続の図解	②失業等給付	②失業等給付等
P414 ① 1行目	失業等給付又は	失業等給付及び育児休業給付(以下「失業等給付等」という)又は
P414 下から4行目	等給付に関する処分に	等給付等に関する処分に
P415 [3] 時効①	失業等給付	失業等給付等

P415 下から7行目	若しくは雇用していた事業主	若しくは雇用していたと認められる事業主
P415 最後の行	未支給の失業等給付	未支給の失業等給付等
P416 6行目	若しくは雇用していた事業主	若しくは雇用していたと認められる事業主
P416 罰則の表②の欄	未支給の失業等給付	未支給の失業等給付等

## 第5編 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

該当頁・箇所	改正前	改正後
P426 ③保険関係成立届の提出先に補足する	保険関係成立届は、社会保険の新規適用届又は雇用保険の適用事業所設置届と併せて提出する一定の場合には、所轄労働基準監督署長へ提出するものについては年金事務所又は所轄公共職業安定所長を経由して、所轄公共職業安定所長へ提出するものについては年金事務所又は所轄労働基準監督署長を経由して提出することができる。	
P442 [4]の見出し	令和元年度の雇用保険率	令和2年度の雇用保険率
P442 表の上かっこ書きの中	平31.3.4厚労告53号	令2.3.31厚労告164号
P442 下から10行目	令和元年度までの各年度において	令和3年度までの各年度において
P442 欄外*3 最後の4行	その後の・・・予定である。	令和2年度も同様である。
P442 下から3行目	国庫の負担額（雇用保険事業の	国庫の負担額（育児休業給付及び雇用保険事業の
P443 3行目	加減した額が、	加減した額から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額が、
P443 3行目	おける失業等給付額等の	おける失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額の
P443 4行目	当該失業等給付額等	当該失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額
P451 表の下	㊦ 労働保険料の申告・納付は、・・・できない(㊧平30)。	削除

P451 欄外に追加する。	<p>ポ 労働保険事務組合に委託していない一元適用事業の一般保険料に係る概算保険料申告書は、保険関係成立届を、統一様式を用いて社会保険の新規適用届又は雇用保険の適用事業所設置届と併せて提出するのと同時に提出するときは、年金事務所、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長を経由して提出することができる。</p>	
P483 4行目～9行目	「③ 地域的範囲」を削除する。	
P485 上から10～16行目	「ポ 事務組合に事務処理を委託できる事業主の地域的範囲」を削除する。	
P490 [2] ①6行目	事業を含む) に充てる	事業を含む) 及び育児休業給付に充てる
P490 表の見出し	令和元年度の雇用保険率の内訳	令和2年度の雇用保険率の内訳

## 第6編 健康保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P525 欄外ポ*3	<p>国内居住要件の例外が次のように規定された。</p> <p>① 外国において留学をする学生</p> <p>② 外国に赴任する被保険者に同行する者</p> <p>③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者</p> <p>④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じたもの</p> <p>⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者</p> <p>※ 上記の施行により被扶養者等でなくなる者であって、施行日（令和2年4月1日）時点で保険医療機関に入院している者の被扶養者等の資格について、入院期間中は継続させる。</p>	
P525 欄外ポ*4	<p>被扶養者の範囲から除かれる場合</p> <p>① 後期高齢者医療の被保険者等</p>	

	<p>② 日本国籍を有しない者であって入管法に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは障害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは障害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの</p> <p>③ 日本国籍を有しない者であって入管法に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において1年を超えない期間滞在し、観光、保養、その他これらに類する活動を行うもの</p> <p style="text-align: center;">※ 上記の施行により被扶養者等でなくなる者であって、施行日（令和2年4月1日）時点で保険医療機関に入院している者の被扶養者等の資格について、入院期間中は継続させる。</p>	
P527 〔3〕届出等	報酬月額算定基礎届、報酬月額変更届及び賞与支払届（528頁）は、特定法人（資本金の額が1億円を超える法人等）は、原則として電子情報処理組織を使用して行う。	
P576 欄外参*4 2～4行目	平成31年3月分から全国一律1,000分の35.1	令和2年3月分から全国一律1,000分の34.3
577 欄外ポ*6 2～4行目	平成31年3月分から全国一律1,000分の17.3	令和2年3月分から全国一律1,000分の <u>17.9</u>
P584 欄外ポ*3 4～5行目	(令和元年中は1.6%)	( <u>令和2年中は1.6%</u> )

## 第7編 国民年金法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P600～601	第3号被保険者の要件が、健康保険と同様の改正が行われた。	
P624 〔1〕原則	780,900円×改定率（令和元年度0.999）	780,900円×改定率（ <u>令和2年度1.001</u> ）
P629 令和元年度の改定率	参 令和2年度の改定率 令和2年度の年金額の改定は、物価変動率（0.5%）が名目手取り賃金変動率（0.3%）よりも高いため、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率（0.3%）を用いる。	

	さらに令和2年度は、名目手取り賃金変動率(0.3%)にマクロ経済スライドによる令和2年度のスライド調整率(▲0.1%)が乗じられることになり、改定率は0.2%(前年度分と合わせて1.001)となった。	
P631 [2]	改定率(令和元年度0.999)	改定率(令和2年度1.001)
P643	改定率 令和元年度0.999	改定率 令和2年度1.001
P643 ② 加算額	224,700円×改定率(0.999) 224,700円×改定率(0.999) 74,900円×改定率(0.999)	224,700円×改定率(1.001) 224,700円×改定率(1.001) 74,900円×改定率(1.001)
P652~653	改定率(令和元年度0.999)	改定率(令和2年度1.001)
P665 支給額の表を次のように改正する。	対象月数	令和2年4月から令和3年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額
	6月以上12月未満	49,620円
	12月以上18月未満	99,240円
	18月以上24月未満	148,860円
	24月以上30月未満	198,480円
	30月以上36月未満	248,100円
	36月以上	297,720円
P674 [2] 保険料の額	① 令和元年度の保険料 17,000円×保険料改定率(0.965)≒16,410円 ② 令和2年度の保険料 17,000円×保険料改定率(0.973)≒16,540円	① 令和2年度の保険料 17,000円×保険料改定率(0.973)≒16,540円 ② 令和3年度の保険料 17,000円×保険料改定率(0.977)≒16,610円
P682 前納した場合の納付額及び割引額	(1年前納は令和元年度分、2年前納は令和元年・2年度分) 193,420円(3,500円割引) 192,790円(4,130円割引) 380,880円(14,520円割引) 379,640円(15,760円割引)	(1年前納は令和2年度分、2年前納は令和2年・3年度分) <u>194,960円(3,520円割引)</u> <u>194,320円(4,160円割引)</u> <u>383,210円(14,590円割引)</u> <u>381,960円(15,840円割引)</u>
P685 欄外ポ*5 最後の行	(令和元年中は、年1.6%)	(令和2年中は、年1.6%)

## 第8編 厚生年金保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P736 6行目	(令和元年度は0.999)	(令和2年度は <u>1.001</u> )
P738 下から2行目	令和元年度	令和2年度
P738 最後の行	「1.001」	「 <u>1.002</u> 」
P740 欄外 <sup>ボ</sup> *1 1行目	令和元年度	令和2年度
P740 欄外 <sup>ボ</sup> *1 5行目	1.000	<u>1.002</u>
P740 欄外 <sup>ボ</sup> *1 最後の行	0.998	<u>1.000</u>
P743 加給年金額の表	「(0.999)」を、3か所とも「 <u>(1.001)</u> 」とする。	
P753 ハの3行目	(363,359円)	( <u>363,344円</u> )

## 第9編 労務管理その他の労働に関する一般常識

該当頁・箇所	改正前	改正後
P833 欄外*6 最後の行	義務である。	義務である <u>(ただし、国・地方公共団体の任命権者が選任する障害者雇用推進者は、義務である)</u> 。
P837 欄外 <sup>ボ</sup> *6 2行目～3行目	(所定労働時間が週20時間未満の一定の者)	(所定労働時間が週 <u>10時間以上20時間未満</u> の一定の者)

## 第10編 社会保険に関する一般常識

該当頁・箇所	改正前	改正後
P886 欄外 <sup>参</sup> *1	①医療分61万円	①医療分 <u>63</u> 万円
	③介護納付金分16万円	③介護納付金分 <u>17</u> 万円
P897 制度趣旨	11.18%	<u>11.41%</u>
P897 制度趣旨	38.82%	<u>38.59%</u>
P897 欄外 <sup>ボ</sup> *5 4行目	11.18%	<u>11.41%</u>
P897 欄外 <sup>ボ</sup> *5 5行目	38.82%	<u>38.59%</u>
P897 欄外 <sup>ボ</sup> *5 最後の行	11.18%	<u>11.41%</u>
P897 欄外 <sup>ボ</sup> *5 最後の行	88.82%	<u>88.59%</u>
P897 最後の行	平成30年度及び令和元年度	令和2年度及び令和3年度
P898 1行目	100分の11.18	100分の <u>11.41</u>
P898 10行目	62万円	<u>64</u> 万円
P935 欄外 <sup>ボ</sup> 下から3行目	スウェーデンと	スウェーデン、 <u>フィンランド</u> と

【ごうかく社労士基本問題集】

第4編 雇用保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P321 E肢解説の1つ目の表	「原則」の欄の「40%」を「 <u>50%</u> 」とし、「当分の間」の行を削除する。	
P327C肢解説の表	「雇用継続給付」のうち「育児休業給付」を削除する（高年齢被保険者が支給対象となり得ることには変更はないが、失業等給付から独立したため）。	
P328 エ肢 1～2行目	平成29年度から令和元年度までの・・・雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く）	平成29年度から令和 <u>3</u> 年度までの・・・雇用継続給付（ <u>介護休業給付金に限る</u> ）
P328 オ肢 1行目	失業等給付	失業等給付等
P329 エ肢解説3行目	令和元年度は	令和 <u>3</u> 年度は
P329 エ肢解説の表の見出し	令和元年度の	令和 <u>3</u> 年度の
P329 エ肢解説の表 c.の欄	（高年齢雇用継続給付を除く）	<u>（介護休業給付金に限る）</u> 及び <u>育児休業給付</u>
P329 オ肢解説の表「労働基準法」の欄	2年（退職手当のみ5年）	<u>賃金は5年（退職手当以外は当分の間3年）、ほかは2年</u>
P330 E肢 2行目	第1項第4号に	第1項第 <u>5</u> 号に
P331 E肢解説 2行目	4号に規定する	<u>5</u> 号に規定する
P334 2の問題の1行目	第61条の4第1項は	第61条の <u>7</u> 第1項は
P335 正解 Cの根拠	第61条の4第1項	第61条の <u>7</u> 第1項
P340 1の問題文3行目	教育訓練を受けた場合に	教育訓練を受けた場合及び <u>労働者が子を養育するための休業をした場合に</u>
P341 欄外② 1行目	～令和元年度	～令和 <u>3</u> 年度

第5編 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

該当頁・箇所	改正前	改正後
P384 D肢1行目	令和元年度	令和 <u>2</u> 年度
	平成30年度	<u>令和元年度</u>
P385 D肢解説 1行目	平31.3.4厚労告53号	<u>令2.3.31厚労告164号</u>

P385 D肢解説の表の見出し	令和元年度	令和 <u>2</u> 年度
P409 欄外②に右の文を加える。	令和2年中も同様である。	
P411 E肢解説に右の文を加える。	令和2年も同様である。	
P417 A肢解説	「事務組合の事務処理体制等を考慮して問題がない場合は」以下を、「他の都道府県の事業の事業主についても、労働保険事務組合に労働保険事務を委託できる（令 2.2.28 事務連絡）。」に差し替える。	

## 第7章 国民年金法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P576 問題文4行目	令和元年度	令和2年度
P576 A～E	<p>A 780,100 円×420 月/480 月+8,500 円=691,100 円</p> <p>B 780,100 円×420 月/480 月+8,500 円=681,087 円</p> <p>C 780,100 円×420 月/480 月+200 円×36 月=689,800 円</p> <p>D 780,100 円×420 月/480 月+200 円×36 月=689,788 円</p> <p>E 780,100 円×420 月/480 月+400 円×36 月=697,000 円</p>	<p>A <u>781,700 円</u>×420 月/480 月+8,500 円=<u>692,500 円</u></p> <p>B <u>780,100 円</u>×420 月/480 月+8,500 円=<u>691,087 円</u></p> <p>C <u>781,700 円</u>×420 月/480 月+200 円×36 月=<u>691,200 円</u></p> <p>D <u>781,700 円</u>×420 月/480 月+200 円×36 月=<u>691,188 円</u></p> <p>E <u>781,700 円</u>×420 月/480 月+400 円×36 月=<u>698,400 円</u></p>
P577	<p>・老齢基礎年金の額</p> <p>780,100 円×420 月/480 月=682,587.50 円≒682,588 円</p> <p>参 780,900 円×改定率(令和元年度:0.999)=780,119.1 円≒780,100 円</p>	<p>・老齢基礎年金の額 <u>781,700 円</u> × 420 月 /480 月 = <u>683,987.50 円</u> ≒ <u>683,988 円</u></p> <p>参 780,900 円×改定率(令和<u>2</u>年度: <u>1.001</u>) = <u>781,680.9 円</u> ≒ <u>781,700 円</u></p>
P578 問題文2行目	65歳から老齢基礎年金を受給する場合の	<u>令和2年度</u> の老齢基礎年金を受給する場合の

P578 計算式の年金額	780,100 円	<u>781,700 円</u>
P579 E 5 行目	780,100 円 (令和元年度価額)	<u>781,700 円(令和2年度価額)</u>
P579 欄外参	令和元年度の年金額は780,100 円である(出題年度の令和2年の年金額〔令和2年1月公表予定〕を覚えておこう)。	<u>令和2年度の年金額は781,700 円である。</u>
P590 問題C 1 行目	令和元年度の	令和 <u>2</u> 年度の
P590 問題C 2 行目	780,100 円	<u>781,700 円</u>
P591 C 1 行目	令和元年度	令和 <u>2</u> 年度
P591 C 2 行目	780,900 円×改定率 (0.999)	<u>780,900 円×改定率 (1.001)</u>

### 第8編 厚生年金保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P745 D肢解説に右の文を加える	なお、令和2年度の支給停止調整額も47万円とされた。	
P749 欄外② 3～4行目	令和元年度	令和元年度及び令和2年度
P769 エ肢の解説に右の文を加える。	令和2年度も同様である。	
P825 表の「支給停止調整額」の説明の欄	令和元年度においては	令和元年度及び令和2年度に おいては

### 第9編 労務管理その他の労働に関する一般常識

該当頁・箇所	改正前	改正後
P893 欄外① 1 行目	平成30年調査	平成 <u>31</u> 年調査
P893 欄外① 1 行目	43.4%	<u>40.3%</u>
P893 欄外② 1 行目	平成30年調査	平成 <u>31</u> 年調査
P893 欄外② 1 行目	9.5%	<u>9.1%</u>
P893 欄外③ 1 行目	平成30年調査	平成 <u>31</u> 年調査
P893 欄外③ 1 行目	5.6%	<u>5.0%</u>
P893 欄外④ 1 行目	平成30年調査	平成 <u>31</u> 年調査
P893 欄外④ 2 行目	57.0%	<u>58.0%</u>
P893 欄外④ 2 行目	47.5%	<u>49.1%</u>
P893 欄外④ 4 行目	51.1%	<u>52.4%</u>

P897 欄外① 下から4～7行目	令和元年6月5日・・・定める日から施行)	令和2年6月1日施行の法改正
P897 欄外① 下から2行目	(仮称)	削除
P897 欄外① 最後の行	創設される。	創設された。
P901 欄外②	平成30年度	令和元年度
P901 欄外②	76.8%	76.5%
P901 欄外②	内訳は2位と3位が逆転した。	<u>1位は平成28年度と同じ、2位は「人材を育成しても辞めてしまう」、3位は「人材育成を行う時間がない」となった。</u>
P903 欄外① 2行目	平成28年	平成30年
P903 欄外① 下から2行目	31.9%	29.8%

## 第10編 社会保険に関する一般常識

該当頁・箇所	改正前	改正後
P922 最後の行	62万円	<u>64万円</u>
P923 B肢解説1行目	61万円	<u>63万円</u>
P923 B肢解説4行目	61万円	<u>63万円</u>
P923 B肢解説6行目	16万円	<u>17万円</u>
P923 E肢解説2行目	62万円	<u>64万円</u>
P953 A肢解説	61万円	<u>63万円</u>
P953 A肢解説	16万円	<u>17万円</u>

### 【ごうかく社労士まる覚えサポノート】

#### 第1章 労働基準法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P36 ㊦8行目	3年間保存	<u>5年間（当分の間、3年間）保存</u>
P41 5行目	3年間保存	<u>5年間（当分の間、3年間）保存</u>
P42 6～7行目	（3年間）され、	<u>（5年間、当分の間、3年間）され、</u>
P44 下から7行目	3年間保存	<u>5年間（当分の間、3年間）保存</u>

P47 囲みの中 ⑫	3年間保存	<u>5年間（当分の間、3年間）</u> 保存
P61 12行目	（3年間）の起算日	<u>（5年間、当分の間、3年間）</u> の起算日
P61 付加金の支払について	違反があった時から2年以内	違反があった時から <u>5年（当分の間、3年）</u> 以内
P61 最後の2行を右のように変更する	賃金……5年（退職手当以外は、当分の間3年） 災害補償、年次有給休暇等……2年	

### 第3章 労働者災害補償保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P112～113 介護補償給付の額	166,150円	<u>166,950円</u>
	82,580円	<u>83,480円</u>
	70,790円	<u>72,990円</u>
	35,400円	<u>36,500円</u>
P132 POINTの労働基準法	退職手当のみ5年	<u>賃金は5年（退職手当以外は当分3年）</u>

### 第4章 雇用保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P144 法1条「目的」①の囲みの中、最後の行	受けた場合に	受けた場合 <u>及び労働者が子を養育するための休業をした場合に</u>
P144 法1条「目的」の囲みの下3行目	を行い、②の目的を	<u>及び育児休業給付</u> を行い、②の目的を
P145 失業等給付の体系図	「雇用継続給付」から「育児休業給付」を削除する。	
P146 表の右、一番上の欄	令和元年度まで	令和 <u>3</u> 年度まで
P146 表の「雇用継続給付……」の部分	雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く）	雇用継続給付（ <u>介護休業給付金に限る</u> ）及び育児休業給付
P162 ②の表の45歳以上60歳未満の欄	16,670円（8,335円）	<u>16,660円（8,330円）</u>
P194 法61条の条文の囲みの中、最後の行	363,359円	<u>363,344円</u>

P196 法61条の2の条文の囲みの中、最後の行	363,359円	<u>363,344円</u>
P198 下の囲み(支給額①)の中	40%(当分の間, 50%〔育児休業を・・・67%〕)	<u>50%(育児休業を・・・67%)</u>
P200 下から4行目	上限16,670円	上限 <u>16,660円</u>
P201 5つ目の□1行目	16,670円	<u>16,660円</u>
P205 1つ目の□2行目	失業等給付の	<u>失業等給付及び育児休業給付(以下「失業等給付等」という)の</u>
P205 POINT	・労働基準法, 労災保険法→3年間	・ <u>労働基準法→5年間(当分の間, 3年間)</u> ・労災保険法→3年間
P206 不服申立て	② 失業等給付に関する	② <u>失業等給付等</u> に関する
P206 不服申立て	③ 不正受給による失業等給付の	③ <u>不正受給による失業等給付等</u> の
P206 下から4行目	業等給付に関する処分	<u>業等給付等</u> に関する処分

## 第5章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

該当頁・箇所	改正前	改正後
P220 表中、雇用保険率の欄下から2行目	令和元年4月1日から	令和 <u>2</u> 年4月1日から
P221 5行目	令和元年度の	令和 <u>2</u> 年度の
P244	<u>行</u> (「労働保険事務組合の認可基準では・・・認可して差し支えない(平15)。)」を削除する。	

## 第6章 健康保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P297 ①の3行目	平成31年3月以降	<u>令和2</u> 年3月以降
P297 ①の4行目	1,000分の107.5〔佐賀県〕	1,000分の <u>107.3</u> 〔佐賀県〕
P297 ①の4行目	1,000分の96.3〔新潟県〕	1,000分の <u>95.8</u> 〔新潟県〕
P298 下から4～5行目	平成31年3月から・・・1,000分の35.1	<u>令和2</u> 年3月から・・・1,000分の <u>34.3</u>
P298 最後の行	平成31年3月から1,000分の17.3	<u>令和2</u> 年3月から1,000分の <u>17.9</u>

## 第7章 国民年金法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P327 2行目	令和元年度	令和 <u>2</u> 年度
P327 3行目	0.999	<u>1.001</u>
P353 脱退一時金の支給額の表	令和2年度 6月以上12月未満 49,620円 12月以上18月未満 99,240円 18月以上24月未満 148,860円 24月以上30月未満 198,480円 30月以上36月未満 248,100円 36月以上 297,720円	
P357 「保険料の額」に補足する	令和3年度の保険料の額は、17,000円×0.977≒16,610円とされた。	

## 第8章 厚生年金保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P397 従前額改定率	「令和元年度」を「令和 <u>2</u> 年度」と、「1.000」を「 <u>1.002</u> 」と、「0.998」を「 <u>1.000</u> 」とする。	
P409 下から8行目	令和元年度	令和元年度及び令和 <u>2</u> 年度

## 第9章 労務管理その他の労働に関する一般常識

該当頁・箇所	改正前	改正後
P463 3行目	週20時間未満の一定の対象障害者	<u>週10時間以上20時間未満</u> の一定の対象障害者

## 第10章 社会保険に関する一般常識

該当頁・箇所	改正前	改正後
P503 下から3～4行目	平成30年度及び令和元年度	<u>令和2年度</u> 及び令和 <u>3</u> 年度
P503 下から3行目	100分の11.18	100分の <u>11.41</u>

## 【ごうかく社労士 速習！入門】

### 第1編 労働基準法

該当頁・該当箇所	改正前	改正後
P44 〔4〕記録の保存	3年間	<u>5年間（当分の間，3年間）</u>
P44 〔6〕時効	退職手当以外の請求権は2年間，退職手当の請求権は5年で	<u>賃金の請求権は5年間（退職手当以外は，当分の間3年間），そのほかの請求権は2年間で</u>

### 第3編 労働者災害補償保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P68～69 介護補償給付の額	165,150円	<u>166,950円</u>
	70,790円	<u>72,990円</u>
	82,580円	<u>83,480円</u>
	35,400円	<u>36,500円</u>

### 第4編 雇用保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P76 下から5行目の文の後に右の文を加える。	なお、令和2年4月施行の法改正で、育児休業給付は失業等給付から分離し、経理を明確化することとなりました。	
P77 雇用保険の全体像の図解について	図解の下に、「上記のほか、失業等給付から分離独立した育児休業給付がある。」と加える。	
P81 ④雇用継続給付の説明 2～3行目	子育てをするために…「育児休業給付」及び	削除
P81 ④雇用継続給付の説明 の最後に右の文を加える	なお、子育てをするために休業した場合に支給される「育児休業給付」は、以前は雇用継続給付の中にありましたが、令和2年4月施行の法改正で失業等給付から独立しました。	
P82 の体系図	育児休業給付を削除する	
P91 賃金日額の下限額の表	2,480円	<u>2,500円</u>
	1,984円	<u>2,000円</u>
P92 ②賃金日額の上限額の表	13,510円（6,755円）	<u>13,630円（6,815円）</u>
	15,010円（7,505円）	<u>15,140円（7,570円）</u>
	16,520円（8,260円）	<u>16,660円（8,330円）</u>
	15,750円（7,087円）	<u>15,890円（7,150円）</u>
	7,087円＝15,750円×45/100	<u>7,150円＝15,890円×45/100</u>

P92 [2] の表 60 歳未満の欄	2,480 円以上 4,970 円未満	<u>2,500 円以上 5,010 円未満</u>
	4,970 円以上 12,220 円以下	<u>5,010 円以上 12,330 円以下</u>
	12,220 円超 各年齢別上限額以下	<u>12,330 円超 各年齢別上限額以下</u>
P92 [2] の表 60 歳以上 65 歳未満の欄	2,480 円以上 4,970 円未満	<u>2,500 円以上 5,010 円未満</u>
	4,970 円以上 10,990 円以下	<u>5,010 円以上 11,090 円以下</u>
	10,990 円超 15,750 円以下	<u>11,090 円超 15,890 円以下</u>
P104 5 行目	賃金の 40% 以下の	賃金の <u>30%</u> 以下の
P104 6 行目	40% に相当する額が支給	<u>50%</u> に相当する額が支給
P104 6～7 行目	ただし・・・50% 支給されま す。	削除
P104 1 つ目の図の下 2 行目	暫定措置も	<u>措置も</u>
P104 下から 3 行目	40% (当分の間 30%)	<u>30%</u>
P105 3 行目	ありません (下図参照)。	ありません (下図参照、 <u>181 日 目以降</u> )。
P105 上の図解 (育児休業給 付金の額)	削除し、「お給料と給付金を合わせると・・・」のイラストも 削除する。	
P105 下の図のすぐ上の文	当分の間は・・・(181 日目以 降)。	削除
P105 下のイラストの吹き出 しの中	今は・・・保障されてるんだ	<u>お給料と給付金を合わせる と、最高でお給料の 80%、お 給料が出なくても 50% は保 障されてるんだ</u>

## 第 5 編 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

該当頁・箇所	改正前	改正後
P118 雇用保険率の表	令和元年度の実際の率	令和 <u>2</u> 年度の実際の率

※P121 の「<実際計算してみると>」は、「平成 30 年度確定・令和元年度概算」で計算していますが、「令和元年度確定・令和 2 年度概算」でも同じ結果となります。

## 第7編 国民年金法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P163 5行目	780,100円（令和元年度）	<u>781,700円</u> （令和 <u>2</u> 年度）
P163 表の上の図解の中	780,100円	<u>781,700円</u>
	令和元年度	令和 <u>2</u> 年度
P163 下から5～6行目	令和元年度は0.999	令和 <u>2</u> 年度は <u>1.001</u>
P166 下から3行目	780,100円	<u>781,700円</u>
P166 下から2行目	975,125円	<u>977,125円</u>
P166 下から2行目	令和元年度	令和 <u>2</u> 年度
P167 3行目	224,500円	<u>224,900円</u>
P167 4行目	74,800円	<u>75,000円</u>
P167 4行目の下、障害基礎年金の額の図解	「975,125円」を「 <u>977,125円</u> 」と、「780,100円」を「 <u>781,700円</u> 」と、「224,500円」を「 <u>224,900円</u> 」と、「74,800円」を「 <u>75,000円</u> 」とする。	
P169 下から6行目	224,500円	<u>224,900円</u>
P169 下から5行目	74,800円	<u>75,000円</u>
P169 下から3行目	780,100円	<u>781,700円</u>
	224,500円	<u>224,900円</u>
P169 下から2行目	74,800円	<u>75,000円</u>
P169 「妻と子が3人の場合」「子が3人の場合」の例	それぞれ、「780,100円」を「 <u>781,700円</u> 」と、「224,500円」を「 <u>224,900円</u> 」と、「74,800円」を「 <u>75,000円</u> 」とする。	
P169 「妻と子が3人の場合」の例	1,303,900円	<u>1,306,500円</u>
「子が3人の場合」の例	1,079,400円	<u>1,081,600円</u>
P169 最後の行	年金額等は令和元年度	年金額等は令和 <u>2</u> 年度
P171 遺族基礎年金と寡婦年金の関係の図	「遺族基礎年金額 1,004,600円 = 780,100円 + 224,500円」を「遺族基礎年金額 <u>1,006,600円</u> = <u>781,700円</u> + <u>224,900円</u> 」とする。	
P171 遺族基礎年金と寡婦年金の関係の図、「寡婦年金額」の部分	「夫の老齢基礎年金額 487,600円 = 780,100円 × 300 ÷ 480」を「夫の老齢基礎年金額 <u>488,600円</u> = <u>781,700円</u> × 300 ÷ 480」とする。	
	「寡婦年金額 365,700円 = 487,600円 × 3/4」を「寡婦年金額 <u>366,500円</u> = <u>488,600円</u> × 3/4」とする。	
P171 遺族基礎年金と寡婦年金の関係の図	「自分の老齢基礎年金額（満額）780,100円」を「自分の老齢基礎年金額（満額） <u>781,700円</u> 」とする。	

P171 遺族基礎年金と寡婦年金の関係の図、右下	年金額等は令和元年度	年金額等は令和 <u>2</u> 年度
--------------------------	------------	---------------------

## 第8編 厚生年金保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P190 下から4行目	224,500円	<u>224,900円</u>
P190 下から2行目	224,500円	<u>224,900円</u>
	74,800円	<u>75,000円</u>
P190 最後の行	年金額等は令和元年度	年金額等は令和 <u>2</u> 年度
P192 「障害による年金と障害手当金」の図解	「224,500円」を「 <u>224,900円</u> 」と、「975,125円」を「 <u>977,125円</u> 」と、「780,100円」を「 <u>781,700円</u> 」とする。	
P192 図解の右下	年金額等は令和元年度	年金額等は令和 <u>2</u> 年度
P196 遺族厚生年金の支給パターンの図解	「780,100円」を「 <u>781,700円</u> 」と、「224,500円」を「 <u>224,900円</u> 」と、「585,100円」を「 <u>586,300円</u> 」とする。	
P197 中高齢寡婦加算と経過的寡婦加算の図解	「780,100円」を「 <u>781,700円</u> 」と、「224,500円」を「 <u>224,900円</u> 」と、「74,800円」を「 <u>75,000円</u> 」とする。	
P197 図解の下、4行目	585,100円（令和元年度の価格）	<u>586,300円</u> （令和 <u>2</u> 年度の価格）

## 第10編 社会保険に関する一般常識

該当頁・箇所	改正前	改正後
P227 最後の行	令和元年度は、	令和 <u>2</u> 年度は、
P228 1行目	1.73%	<u>1.79%</u>
P228 1行目	35,190円	<u>35,370円</u>
P228 2行目	422,280円	<u>424,440円</u>
P228 3行目	(61万円)	( <u>63</u> 万円)
P228 4行目	(16万円)	( <u>17</u> 万円)
P228 4行目	96万円	<u>99</u> 万円

### 【補足 マクロ経済スライド】

該当頁・箇所	改正前	改正後
P242 表の下	令和元年度の改定率は、0.999と	令和 <u>2</u> 年度の改定率は、 <u>1.001</u> と
P243 表の下	令和元年度の改定率は0.999と	令和 <u>2</u> 年度の改定率は <u>1.001</u> と

【2020 年基本テキスト正誤表】

該当頁・箇所	訂正前	訂正後
P374 加算される期間の 解	再就職手当の支給に係る 離職日の	再就職手当の支給に係る <u>再就職日</u> の

【2020 年基本問題集正誤表】

該当頁・箇所	訂正前	訂正後
P659 A肢欄外①	支払日は毎月 15 日	支払日は <u>偶数月</u> の 15 日
P721 B肢解説を右のよう に訂正し、欄外の①を削除す る。	介護保険法の・・・認められ ている（介護保険法 131 条ほ か）	老齢厚生年金は課税対象と なっており、全額が受給権者 に支払われることとされて いるとはいえない（法 41 条 2 項）。
P767 B肢解説 1 ～ 2 行目 を右のように訂正する。	6 月 10 日に支払った・・・判 断する	設問の場合、4 月 10 日、5 月 10 日の報酬支払基礎日数が 17 日未満だとすれば、 6 月 10 日に支払った給与に より判断する